

ふかうらまち議会広報

指定された施設は、原則全て禁煙、罰則規定も設けられるようになりました。

役場庁舎及び庁舎敷地内も全面禁煙としていることから、職員が勤務時間中に職場を離脱し喫煙するなどの行為は、公務員としての信用失墜行為であり、職務専念義務に違反する行為として処分も検討する必要がある。

地内禁煙、勤務中の禁煙を説明するようにしてはどうか。

《町長》

採用試験の面接時における質問禁止事項に「個人の嗜好など本人の自由であるべきこと」も含まれていることから、面接時に喫煙の有無を確認し、禁煙を促すようなことはできないものとの認識である。

②受動喫煙対策を講じる自治体であることを明示の上、職員募集をすべきであると思うが、町の見解は。

《大高議員》
《町長》

たばこを吸うか吸わないかは個人の判断によるものであり、地方公務員法の欠格条項にも該当しないことから、民間企業のように採用条件や就業規則等に盛り込むことはできないものと考えていい。

③採用試験の面接時、受験者に対し喫煙の有無を聞き、敷



受動喫煙のない社会を!

詳細は、厚生労働省ホームページ(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

なくそう!望まない受動喫煙

検索



②困窮家庭の子供たちが、自由に大学や専門学校に進学できるよう、支援制度や補助する仕組みを作る必要があるの

困窮家庭の調査と対応について

ではないか。

《町長》

国支援制度として「大学等における修学の支援に関する法律」が、令和元年5月10日に成立しており、意欲のある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の減免、返還を要しない給付型奨学金の大幅な拡充により大学・短期大学・高等専門学校・専門学校を無償化するもの。現在、

①当町でも、この種の調査を実施すべきである。
②当町が全体の1割を占めた。

《町長》

当町においても、子供の貧困の実態を把握する必要性はあるものと考えているが、経済的に困窮し最低限度の生活を維持できない家庭がどうかは慎重に調査しなければならないため、これらのことを考えしながら「子供の生活実態調査」の実施について検討している。

②困窮家庭の子供たちが、自由に大学や専門学校に進学できるよう、支援制度や補助する仕組みを作る必要があるの

れに準ずる世帯の学生となつてゐる。

《大高議員》

③現在、町が行つている高等教育修学支援制度はそのままに、全く別の、困窮家庭のみ該当する新たな制度を作られないか。

《町長》

当町では高等教育修学支援資金制度において、無利子の奨学金の貸付けを行つていてこれが以外の困窮家庭だけに当てはまる全く別の制度を作るとなると、財源の確保が難しい状況にあるので、国の支援制度の活用について、周知を図りたい。

